

「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等」に関する意見

[氏名 (連絡担当者)]	日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二
[住所]	東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館401
[電話番号]	03-3431-9800
[FAX番号]	03-3436-6455
[電子メールアドレス]	hashimoto@jmcti.or.jp
意見番号	<b>[意見]</b>  貨物等省令第2条の2第2項第二号イ(二)の改正についての規制対象範囲の確認
1	<p>・意見内容</p> <p>これまで「(一)に該当する発酵槽に用いるように設計された培養容器・・・」であったものを「(一)に該当する発酵槽に用いることができるように設計された培養容器・・・」と改正されるが、これは発酵槽用に設計された培養容器に限定したものと解釈して宜しいか。</p>
意見番号	<b>[意見]</b> 貨物等省令第8条第九号ヲ、カ、ソ、ツにて「市販されている暗号標準・・・」から「 <u>商業用の暗号標準に準拠したもの</u> 」と改正される規制対象範囲の確認
2	<p>・意見内容</p> <p>これまで暗号製品が市販されたものに限定していたが、今回の改正では市販の有無に係らず、商業用の暗号標準に準拠したものとなり現行よりは適用範囲が広がったと解釈されるが、判断基準は別途示されるのでしょうか。</p>

「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等」に関する意見

[氏名 (連絡担当者)]	日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二
[住所]	東京都港区芝公園3—5—8 機械振興会館401
[電話番号]	03—3431—9800
[FAX番号]	03—3431—0509
[電子メールアドレス]	hashimoto@jmcti.or.jp
意見番号	<b>【意見】</b> 輸出令別表第1の9項の解釈について
3	<p>・意見内容</p> <p>「第8条第九号から第十二号までに規定中の装置若しくはシステム又はその部分品」の解釈に「他の貨物の部分品である場合においても、・・・に基づいて<u>判定するものとする。</u>」が追加されたが、用語解釈の欄に貨物の該非判定を示唆させる文言を入れるのではなく、省令の中で明確に規定すべきと思慮。</p>
意見番号	<b>【意見】</b> 貨物等省令第9条第八号ロ(三)2 ストリークカメラの規制について
4	<p>・意見内容</p> <p>今回、新たに「電子式のものであって、時間分解能が50ナノ秒未満のもの」が規制追加されたが、貨物等省令第1条第四十四号イ「電子式のストリークカメラであって、時間分解能が50ナノ秒以下のもの」が存在する。従って、今回の追加された改正は意味を持たないのではないのでしょうか。</p>

「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等」に関する意見

[氏名（連絡担当者）]	日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二
[住所]	東京都港区芝公園3—5—8 機械振興会館401
[電話番号]	03—3431—9800
[FAX番号]	03—3431—0509
[電子メールアドレス]	hashimoto@jmcti.or.jp
意見番号	<p><b>【意見】</b>          貨物等省令第24条第1項第三号「エアクッション船、水中翼船、低造波抵抗船舶の設計又は製造に必要な技術」に対する規制項番について</p>
5	<p><b>・意見内容</b>          今回、新たに貨物等省令第24条第1項に第三号が追加されたが、第24条第1項は、外為令別表の12項(1)「輸出令別表第1の12項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術」を規制しているもの、いわゆる該当貨物に対する技術を規制するものであり、今回の貨物等省令第24条第1項第三号は、輸出令別表第1の12項(1)に該当する貨物に関する技術ではなく、いわゆるはみ出し技術にあたるものであり政令の改正が必要ではないでしょうか。</p>
意見番号	<p><b>【意見】</b>          輸出令第13項の(二の二)「人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体の制御又はその作動状態の監視のために必要な装置であって、地上に設置されるもの」の定義について</p>
6	<p><b>・意見内容</b>          今回、輸出令第13項の(二の二)に「人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体の制御又はその作動状態の監視のために必要な装置であって、地上に設置されるもの」が追加された。運用通達の13の項では、「宇宙空間用の飛しょう体」は「能動的若しくは受動的衛星又は宇宙探査機」とあるが、判断に悩むケースが出てくることも予想され、具体的にどのようなものが規制対象になるのか事例を示して頂きたい。</p> <p><b>・理由</b>          今回、ワッセナー合意に基づき、新たに追加されたものと思うが、省令第12条の四には、「宇宙空間用の飛しょう体」そのものが規制該当となり、該非判定上、「宇宙空間用の飛しょう体」の定義そのものが非常に重要になってくることから。</p>

「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等」に関する意見

[氏名（連絡担当者）]	日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二
[住所]	東京都港区芝公園3—5—8 機械振興会館401
[電話番号]	03—3431—9800
[FAX番号]	03—3431—0509
[電子メールアドレス]	hashimoto@jmcti.or.jp

意見番号	<b>【意見】</b> 貨物等省令第25条第2項第一号の柱書きの規制範囲の確認 及び同条第3項第三号の現行の規定の変更有無の確認
7	<p><b>・意見内容</b> 貨物等省令第25条第2項第一号の柱書きにおいて、 「……、第12条に該当する<u>ものをフルオーソリティーデジタルエンジン制御するための装置</u>に使用されるもの」 から 「……、第12条に該当する<u>貨物のためのフルオーソリティーデジタルエンジン制御システム</u>に使用されるもの」 へ改正する旨のパブコメ案になっております。 他方、同条第3項第三号の現行の規定の柱書きの類似の規定において、 「……、ガスタービンエンジンを<u>フルオーソリティーデジタルエンジン制御するための装置</u>の設計若しくは製造に係る技術……」 との規定は本パブコメ案には変更有りません。 <b>【質問1】</b>：上記の「<u>フルオーソリティーデジタルエンジン制御するための装置</u>」から「<u>フルオーソリティーデジタルエンジン制御システム</u>」に改正されることによって、規制範囲の変更は有るのでしょうか？ <b>【質問2】</b>：上記の同条第3項第三号の現行の規定の変更は無くても良いのでしょうか？</p>

意見番号	<b>【意見】</b> 貨物等省令第25条第4項第四号「翼折りたたみシステムの設計に必要な技術」の技術の範囲について
8	<p><b>・意見内容</b> 今回、新たに「ガスタービンエンジンを装備した固定翼航空機のために設計された翼折りたたみシステムの設計に必要な技術」とあるが、この技術にはプログラムは含まず、“技術（プログラムを除く。）”とすべきではないのでしょうか。</p>